

日田市規則第11号

日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例施行規則を次のように定める。

平成31年 3月26日

日田市長 原 田 啓 介

日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日田市誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例（平成31年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(助言又はあっせんの申立て)

第3条 条例第12条第1項又は第2項の規定により助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、助言（あっせん）申立書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、助言（あっせん）申立書の提出が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第4条 条例第14条第2項の規定による助言又はあっせんは、原則として書面により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第15条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(公表の方法等)

第6条 条例第16条第1項の規定による公表は、市役所の掲示場への掲示及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による通知は、意見陳述の機会付与通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、市があらかじめ指定した期日に出席して意見を述べなければならない。ただし、意見を述べようとする者は、指定した期日への出席に代えて、市長が定める提出期限までに、意見書（様式第4号）を提出すること

ができる。

4 市長は、前項の意見を受けて必要があると認めるときは、公表を猶予することができる。

5 市長は、公表を行うときは、あらかじめ当該公表に係る関係者に対し、公表通知書（様式第5号）により公表の予告を行うものとする。

（会議）

第7条 日田市障がい者差別解消調整委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第8条 委員長は、差別等事案の議事に関して、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議録の調製）

第9条 委員長は、会議を開催したときは、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の概要その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 会議録には、委員長及び委員長の指名した出席委員2人が署名しなければならない。

（庶務）

第10条 日田市障がい者差別解消調整委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式（省略）